

1 命令等の題名

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令

2 根拠となる法令の条項

法第94条第3項（第95条の5第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
及び第114条の7

3 改正の内容

(1) 運転免許の申請時に免許申請書に添付又は提示する書類について（府令第17条第2項関係）

ア 運転免許を受けようとする者が住基法の適用を受ける者である場合に添付する書類について

(ア) 運転免許（以下「免許」という。）を受けようとする者（以下「免許申請者」という。）が住基法の適用を受ける外国人である場合に添付する住民票の写しは、住基法第30条の45の規定により同条に規定する外国人住民に係る住民票に記載することとされている事項（以下「特定事項」という。）が記載されたものを求めることとする。

(イ) 免許申請者が日本国籍を有する住基法第17条第3号に規定する国外転出者（以下「国外転出者」という。）である場合には、戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項に規定する戸籍謄本等（以下「戸籍謄本等」という。）及び住所を確かめるに足りる書類の添付を求めることとする。

イ 免許申請者が住基法の適用を受けない者である場合に添付又は提示する書類について

外務省の発行する身分証明書又は権限のある機関が発行する身分を証明する書類で国家公安委員会が定めるもの（以下「外務省等発行身分証明書類」という。）の提示及び公の機関が発行した住所を確かめるに足りる書類又はこれに準ずるもの（以下「公的機関等発行住所確認書類」という。）の添付を求めることとする。

(2) 免許申請者が受けようとする免許の種類と異なる種類の免許を現に受けている場合に新たに受けようとする免許の申請時に添付又は提示する書類について（府令第17条第3項関係）

免許申請者が受けようとする免許の種類と異なる種類の免許を現に受けている場合に新たに受けようとする免許の申請時に添付又は提示する書類について、当該免許申請者が住基法の適用を受けない者である場合は、外務省等発行身分証明書類の提示及び公的機関等発行住所確認書類の添付を求めることとする。また、当該免許申請者が住基法の適用を受ける外国人である場合であって、法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カード（以下「免許情報記録個人番号カード」という。）を提示しないときは、特定事項が記載された住民票の写しの添付を求めることとする。

(3) 運転免許証の記載事項の変更時に添付又は提示する書類について（府令第20条第2項関係）

ア 住所を変更した者が外国人である場合は、運転免許証（以下「免許証」という。）の住所変更の届出時に、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第7条第1項に規定する特別永住者証明書又は特定事項が記載された住民票の写し（住基法の適用を受けない外国人については、外務省等発行身分証明書類及び公的機関等発行住所確認書類。以下「在留カード等」という。）の提示を求めることとする。

イ 本籍又は氏名を変更した者が国外転出者である場合は、戸籍謄本等の添付を求めることとする。

(4) 免許証等の更新時に提示する書類について（府令第29条第2項及び第29条の2第2項関係）

免許証等の更新を行おうとする外国人又はやむを得ない理由のため更新期間より前に免許証等の更新を行おうとする外国人については、免許証に加えて在留カード等の提示を求めることとする。ただし、当該外国人であっても、免許情報記録個人番号カードを有する者は、同カードを提示し、必要な措置を受けることで足りることとする。

(5) その他所要の規定の整備について

ア 免許情報記録個人番号カード等及び法第105条の2第1項に規定する運転経歴証明書に係る規定等に関し、これらの交付時、記載事項の変更時及び更新時に外国人に対して添付又は提示を求める書類について、所要の改正を行う。

イ 免許情報記録個人番号カード等及び法第105条の2第1項に規定する運転経歴証明書に係る規定等に関し、これらの記載事項の変更時に国外転出者に対して添付又は提示を求める書類について、所要の改正を行う。

ウ その他所要の規定を整備する。

4 施行期日

令和7年10月1日から施行する。